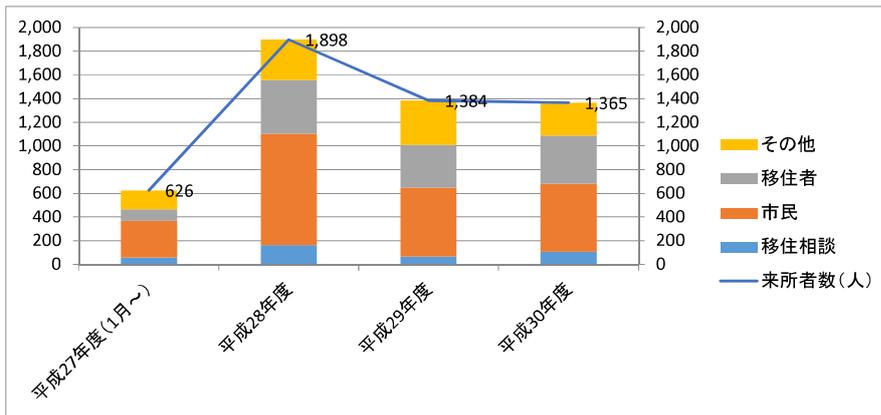


平成31年3月31日現在

移住・交流情報ガーデン 来所者数の状況(H27年1月～H31年3月)

1 利用実績

	移住相談	市民	移住者	その他	来所者数(人)
平成27年度(1月～)	57	313	95	161	626
平成28年度	161	943	452	342	1,898
平成29年度	67	579	365	373	1,384
平成30年度	107	573	407	278	1,365
合計	392	2,408	1,319	1,154	5,273



2 イベント開催回数

年度	回数
H27	10
H28	57
H29	76
H30	78
合計	221

3 市民委員会の質問について

- ①平成28年度の1,900人近いところから数が減ってきている状況をどう捉えているか  
 …平成28年度は、他の年度と比較すると市民の方の来所が多かった。市民の方の来所が多かった要因としては、開設されたばかりのガーデンに興味をお持ちの方の来所が多かったことや、ガーデンフェスタやガーデン開設1周年記念イベントの開催があったこと等が考えられる。今後も、より多くの方に来所いただけるよう、イベント回数を増やすこと等を検討していきたい。
- ②平成28年度に1,900人ほどの来所者があった翌年の移住世帯を見ると最多の371世帯だが、連動しているのか  
 …平成29年度の移住者数が、371世帯487人と多かった要因として、「鳥取市へようこそようこそ奨励金(平成28年1月～平成30年3月実施)」の利用者が多かったことや、2017年版第5回住みたい田舎ベストランキングにおいて、鳥取市が総合部門1位を受賞し、移住先としての鳥取市をPRできたことが考えられる。なお、ガーデンへの来所者数(移住相談者)が多かったことも移住者が増えた要因の一つとして考えている。

## 市街化調整区域の状況について(移住定住関連)

### 1 市街化調整区域について

鳥取市では、都市計画法という法律に基づいて、都市として一体的に整備する区域として鳥取・八頭中央・福部・気高・鹿野・青谷の6つの都市計画区域が決められている。このうち、鳥取都市計画区域(旧鳥取市の一部及び旧国府町の一部)はさらに、都市化を図るべき「市街化区域」と、都市化を抑制すべき「市街化調整区域」の2つに分けられている。

- ・「市街化区域」…建物の用途、大きさ、高さ等の条件があるが、一般的に建物を建設することが可能。
- ・「市街化調整区域」…原則として自由に建物を建設することができない。ただし、都市計画法の許可を受けて建設できる場合もある。

### 2 市街化調整区域内の許可基準について(移住定住関連)

鳥取市への移住を希望される方については、下記のとおり市街化調整区域内の許可基準を制定し、鳥取市への移住定住の促進を図っているところである。

#### <市街化調整区域内の許可基準>

##### (11)法第34条第14号関係

申請地の周辺における市街化を促進するおそれがないと認められ、かつ、市街化区域内において行うことが困難又は著しく不相当と認められるもので、市長があらかじめ開発審査会の議を経たもの。

#### ホ 鳥取市定住促進・Uターン相談支援窓口の支援

市外に居住する者が市内へ転入し定住を希望するために自己の居住する住宅を確保するものであって次のいずれかに該当するもの。

- (ア) 鳥取市定住促進・Uターン相談支援窓口の支援(以下「支援」という。)を受けて空き家を賃借し、居住するものであって、居住する空き家が適法に建築された専用住宅又は兼用住宅(第一種低層住居専用地域内に建築することができる地階を除く階数が3以下の自己用住宅に限る。)であること。ただし、支援が終了した時点で当該基準は廃止される。
- (イ) 支援により賃借で入居した住宅に5年以上居住する者が当該住宅を取得するものであること。